

平成24年度 年間事業実施計画書

都市公園名	新潟県立鳥屋野潟公園（新潟県スポーツ公園北地区）
指定管理者名	アルビレックス新潟・都市緑花センターグループ (指定管理期間 平成22年4月1日～平成27年3月31日)
所 在 地	新潟市中央区清五郎58番地
電電話番号	025-257-8711
ファックス番号	025-257-8766

事業実施計画書（目次）

- 1 管理運営方針
- 2 運営業務
 - ・ 供用日・供用時間及び利用案内業務
 - ・ 有料公園施設の運営業務
 - ・ 行為許可業務
 - ・ 利用料金の徴収等業務
 - ・ 広報業務
 - ・ 意見聴取業務
 - ・ 地域・住民との連携業務
 - ・ 利用の禁止、制限業務
 - ・ 安全対策・緊急対応業務
- 3 維持管理業務
 - ・ 樹木等植物育成管理業務
 - ・ 一般施設の維持管理業務
 - ・ 清掃業務
 - ・ 巡視・点検業務
- 4 管理業務
 - ・ 事業評価業務
 - ・ 関係機関との連絡調整
- 5 管理体制
 - ・ 職員体制
 - ・ 管理事務所等の管理
- 6 自主事業
 - ・ 物販事業
 - ・ その他事業
- 7 物品の使用等
 - ・ 物品の使用・管理
- 8 その他
 - ・ 記録等の作成及び保管
 - ・ 県内産業振興や雇用への配慮
 - ・ 環境への配慮

1 管理運営方針

新潟県立都市公園随一の集客力を誇る新潟県スポーツ公園とその中にある県内最大のスポーツ施設ビッグスワンを「自然」と「利用」の調和のとれた管理運営に努め、様々な「場」を県民に提供していきます。

- (1). ビッグスワンとスワンフィールドの利用に当たっては、県内スポーツの殿堂としての機能を發揮するために、大規模イベントを中心に可能な限り利用希望に沿えるよう調整し利用いただきます。
- (2). 多目的運動広場では、野球、サッカー、ラグビー等で気軽に幅広くご利用いただけるよう努めます。
- (3). 公園においては、「自然」「環境」「景観」を大切に質の高い管理を行うとともに、憩いの場を利用者に提供できるような公園の創出、維持管理に努めます。
- (4). 県民の交流拠点の場として、近隣団体等に協力を仰ぎながら県民向けの自主企画イベントを行い、地域の活性化に努めます。
- (5). 公園とビッグスワンの利用に当たっては、「安全」「安心」を提供するため、適宜の自主巡回を行うとともに、警察署や消防署の協力もいただきます。

2 運営業務

・供用日・供用時間及び利用案内業務

(1). 供用日及び供用時間

新潟県都市公園条例に基づき以下を原則とします。

①園地 常時開放

②多目的運動広場（専用使用の場合に限る）

供用日；多目的運動広場(北側)は平成24年4月1日から同年11月30日まで、多目的運動広場(南側)は平成24年6月1日から同年11月30日まで

供用時間：多目的運動広場(北側)は午前9時から午後5時まで、多目的運動広場(南側)は午前9時から午後10時まで。

③レストハウス、ビジターハウス

供用日；平成24年4月1日から同年12月28日、平成25年1月4日から同年3月31日

供用時間：午前9時から午後5時まで

④ビッグスワン、スワンフィールド

供用日；平成24年4月1日から同年12月28日、平成25年1月4日から同年3月31日

供用時間：午前9時から午後5時まで

なお、利便性の向上と周辺住民への配慮を目的に供用時間の延長及び一時閉鎖を行います。

①ビッグスワン（陸上個人利用、会議室単独利用の場合）

平成24年4月から同年11月の火曜日から金曜日の、祝日及び大会等専用利用日を除く日は供用時間を午後5時から午後9時まで延長します。（受け付けは午後8時まで）

②スワンフィールド（個人利用の場合）

平成24年4月から同年9月までは日没まで延長します。（最大午後7時）

③多目的運動広場（専用使用の場合に限る）

管理者の必要と認める日に限り、多目的運動広場(北側)は午前7時から午後5時まで、

平成24年6月1日から同年9月30日までは午前7時から日没（最大午後7時）まで、多目

的運動広場(南側)は午前7時から午後10時まで延長します。

④第一駐車場

平成24年4月から11月と平成25年3月の金曜日、土曜日、日曜日及び祝前日の、
午後11時より翌日午前5時まで閉鎖します。(門扉の開閉により実施)

(2) 利用案内業務

①園地

園地事務所に平成24年4月1日から同年12月28日、平成25年1月4日から同年3月
31日の8時30分より17時15分まで通年で1名以上が常駐します。

多目的運動広場脇サービスセンターは3月16日から11月30日の間、基本は9時から
17時まで(ナイター利用がある場合は最大20時まで)1名以上が常駐します。

②ビッグスワン、スワンフィールド

ビッグスワン内事務所にて(1)の供用日、供用時間内において常時1名以上が常駐します。

・有料公園施設の運営業務

(1) 園地

①多目的運動広場の大会利用については、平成24年度は利用を希望する日の1ヶ月前から受け付け、ホームページに予約状況をアップします。平成25年度の大会利用は24年度に募集し審査、調整、決定を行います。

②レストハウス、ビジターハウスの予約は随時受付けます。

(2) ビッグスワン、スワンフィールド

①大会、イベント利用は随時受け付けます。

②会議室利用は原則として使用日の2ヶ月前からホームページで使用可能日を周知し、随時受付けます。

③陸上個人利用は原則として使用日の2ヶ月から利用可能日を周知し、利用日当日に受付けます。

④平成25年度の大規模及び中規模等の大会利用の受付けは利用調整規程に基づき、当年度の10月頃より募集し1月の利用調整会議にて内定します。

・行為許可業務

【園地、ビッグスワン】

新潟県都市公園条例第2条に基づき許可に係る事務を行います。

・利用料金の徴収等業務

【園地、ビッグスワン】

(1). 利用料金表

(添付資料1) 料金表

(2). 減免基準

(添付資料2) 減免基準

(3). 利用料金の徴収方法

・窓口での現金による徴収、券売機による徴収及び金融機関への振り込みによる徴収の場合は、専用の口座を設け徴収します。

・広報業務

【園地、ビッグスワン】

- (1). 公園とビッグスワンで既に運営しているホームページを活用し、それぞれの施設案内、利用時間、利用料金及び交通案内等を広報します。
 - ①公園においては、お知らせ、イベント情報、園内見どころ情報、スポーツ公園通信、ブログを随時更新することにより、タイムリーな情報を提供します。
 - ②ビッグスワンにおいては、月別イベントスケジュール、会議室利用、陸上個人利用、自由見学、スタジアムツアー等の予約状況を随時更新するとともにブログも活用し、最新の情報提供を行います。
 - ③グループでリンクを貼る等、サービスの波及を図ります。
- (2). J1 ゲーム時にマッチデープログラムを活用し、ビッグスワンのイベント・大会状況をお知らせします。
- (3). 近隣自治会への情報提供を図ります。
 - ①毎月のイベントスケジュール（コメント・写真付き）回覧により、近隣への情報を提供します。（時期：毎月、回数：12回）
 - ②コンサート等大規模イベント時は、開催前のお願いと開催後の御礼を自治会長宅の個別訪問により、情報交換を図ります。（コンサート時、延べ70軒）
- (4). その他
 - ①自主催事を行う際のポスター・チラシ配布や、マスメディアへの配信、県棚入れ等を行います。
 - ②ローカルテレビ・ラジオ・新聞やタウン誌等へ有料・無料掲載に努めます。

・意見聴取業務

【園地、ビッグスワン】

- (1). 県指定アンケート
県立都市公園アンケート実施要領に基づき実施します。
- (2). アンケート
客観的な事業評価を行うため、アンケートを実施し採点いただくと共に、併せてご意見を聴取します。（回数：年1回、時期：12月～1月）
園地：団体利用者（学校、幼稚園等）、多目的運動広場利用団体を対象に実施
ビッグスワン：競技団体、会議室利用者、イベント参加者を対象に実施
- (3). ご意見箱の設置
ビッグスワンエントランス、レストハウスにご意見箱を設置し、記載用書面に記載、投函いただることで意見を聴取します。（通年）
- (4). ホームページからの意見聴取
ホームページ内の「お問い合わせ」より、ご意見を聴取します。（通年）

・地域・住民との連携業務

【園地、ビッグスワン】

- (1). カナール彩における地元商工振興会との連携。

- (2). 新潟市中央区との連携
・とやの物語への協力・・・夏秋季に実施するイベントへの連携協力・場所提供・広報協力等。
- (3). スポーツ公園ボランティアの運営
(ビッグスワン)
・スタジアムで開催する各種陸上大会等のイベントを補助していただくボランティアを組織し活動していただきます。
- (北地区園地)
・カナルコンサート等、公園のイベントをサポートする活動や公園内の花壇を管理する活動などを実施します。
- (4). 自主催事出店における協力
・地元JA及び生産者、フリーマーケット出店者、新潟市等のイベント参加者との連携。
- (5). 総合学習、校外学習、インターンシップ、視察等の受け入れを行います。

・利用の禁止、制限業務

【園地、ビッグスワン】

- (1). スタジアムを含む公園内で破損等が生じ利用者の安全確保が困難となった場合や、修繕、芝生のメンテナンス業務等を実施する場合は、利用者の安全性と危険防止の観点から、必要に応じて周囲を囲う等を行うと共に「理由」のサインを設置し利用の禁止あるいは制限を行います。
- (2). その他
①冬季にビッグスワン及び列柱廊の屋根からの落雪が予測されることから、利用者の安全確保のため落雪予測エリアの進入を制限します。
　時期：12月上旬（大規模イベント終了後）～3月上旬（大規模イベント開始前）
②スタジアムのトラック利用において凍結、積雪がある場合は、転倒等の恐れがあるため利用を制限します。（ただし、屋内練習場は使用可能）
　時期：冬期で必要が生じた場合
③施設の保護上、盲導犬以外のペット持ち込みを禁止するとともに、トラックにおいてはヒールや指定以外のスパイク靴を使用する場合は入場を制限します。
④地震や火災が発生した場合は、利用者の安全を図るため必要に応じ利用を制限します。
- (3). 第1駐車場は住宅地に近く、一部利用者の騒音により、近隣自治会から新潟県へ夜間駐車場閉鎖の要望があり駐車場の一時閉鎖を行ってきたことから、引き続き一時閉鎖を行います。
(閉鎖日及び時間)
　3月から11月の金曜日、土曜日、日曜日、祝日の午後11時から翌日の午前5時まで

・安全対策・緊急対応業務

【園地、ビッグスワン】

- (1) . 安全対策
園地、ビッグスワン共に、警備員や職員による施設巡回を実施し、危険個所や不審者の早期発見に努め、来園者や来場者の安全確保に努めます。
- (2) . 消防訓練の実施
園地は年2回（6月、11月頃）、ビッグスワンは年2回（9月、3月頃）実施します。

- ・通報訓練
- ・初期消火訓練
- ・避難誘導訓練 ほか

(3) 初動対応マニュアル及び非常時連絡網の作成、周知

①ビッグスワンでは、新潟県（都市整備課、新潟地域振興局地域整備部）と連動した非常時の対応を文書化し共有すると共に職員へ周知することで適切な対応を図ります。

②園地では、職員間、新潟県等の関係機関への通報、連絡体制を作成し職員に周知します。

(4) 地震発生時の対応

①供用時間内及び供用時間外において震度4以上の地震が生じた場合は巡回、報告を行うとともに、状況に応じて施設使用の一時中断、中止を行い安全確保に努め、関係機関への報告、通報を行います。

②供用時間内において震度3以下の地震が発生した場合は、園内、エコスタ内を巡回し施設の破損状況を確認し必要に応じて新潟県へ報告すると共に、警察署及び消防署への通報を行います。

3 維持管理業務

・樹木等植物育成管理業務

【園地】

1. 樹木の生長や開花時期に合わせた刈込・剪定及びこまめな除草や花壇の充実を図り、公園利用者へ四季の移ろいが感じられる魅力ある園地を提供します。
2. 多目的運動広場においては、高頻度の刈込や新技術の導入等スポーツターフの維持を図り、利用者に芝生の上でスポーツが楽しめる場の提供に努めます。
3. 他の芝生広場においては、親子でボール遊びや寝転がったり、弁当を広げたりできるよう安心してくつろげる場を提供します。

【ビッグスワン】

1. 競技スポーツ大会、スポーツイベント、文化イベント等を積極的に開催しながらも、国際レベルのスポーツ大会が開催できるよう、常に「品質の高いスポーツターフ」を利用者に提供するとともに、日本を代表するトップレベルの総合スタジアムとして国内外へ情報を発信します。また、開催年度は他のイベントとの調整や芝生の状況を考慮した上となります。誰もがスタジアムの芝生に触れられる機会を設け、スタジアムを身近に感じてもらい、地域の活性化に貢献します。

・一般施設の維持管理業務

【園地】

1. 電気設備、上中汚水設備等公園機能の中核を成す施設が多くあり、利用者が安全及び快適に公園で過ごすには、それらの施設がその機能を十分に發揮し、稼働していることが必要です。
2. 管理に当たっては、施設の位置、特性、機能を把握した上、職員・公園管理員による巡回点検及び専門業者による定期点検により不具合等の早期発見に努めます。また、不具合を発見した場合は、直ぐに清掃、修繕を行い、利用できない状態を最小限にし、利用者の安全性及び快適性の確保を図ります。

【ビッグスワン】

(1). 特定電気設備の保守点検業務

- ①保守点検業務は、各設備の専門業者を統括できる総合設備業者に委託して実施します。
②定期点検は、新潟スタジアム自家用電気工作物「保安規程」や消防法に基づいて、設備の「予防保全」を常に心がけ、消耗部品等の交換は適切に実施して、故障の未然防止と発生時の更なる拡大を防ぎます。

(保守点検をする設備)

- | | | |
|----------|------------|------------|
| ・特高受変電設備 | ・大型映像設備 | ・火災警報設備 |
| ・高圧配電盤設備 | ・電光掲示盤設備 | ・誘導灯等防災設備 |
| ・低圧配電盤設備 | ・照明監視制御設備 | ・監視カメラ設備 |
| ・常用発電設備 | ・フィールド放送設備 | ・陸上競技計測設備 |
| ・非常用発電設備 | ・非常放送設備 | ・サブグラウンド設備 |
| ・直流電源設備 | ・構内交換設備 | ・電力中央監視設備 |

(2). 特定空調設備の保守点検業務

- ①保守点検業務は、異常発生時の迅速対応が可能な、専門知識を有する専門業者に委託して実施します。
②定期点検では、「予防保全」を常に心がけ、消耗部品の交換等を適切に実施して、故障発生や故障拡大を予防します。

(保守点検をする設備)

- | | |
|---------|----------------|
| ・熱源設備 | ・雨水濾過設備 |
| ・空気調和設備 | ・空調自動制御機器 |
| ・換気設備 | ・中央監視制御装置 |
| ・衛生器具設備 | ・冷却塔設備 |
| ・給水設備 | ・汚水、雨水、湧水ポンプ設備 |
| ・給湯設備 | ・電気式高所作業車 |
| ・排水設備 | ・臭気ろ過設備 |

・清掃業務

【園地】

(1). 毎日のトイレ清掃や園内清掃の日常清掃の他、午後のトイレの巡回時に汚れを見つけた場合の清掃及び定期的にトイレ全体の清掃を行い、より快適な空間の提供に努めます。

また、花見時期やイベント開催時等、利用者が多く見込まれる時は、事前の重点清掃や適宜巡回等を行い快適な環境の維持に努めます。

(2). カナールや修景池等の水系は、年1回落水し、堆積した泥などを清掃します。

【ビッグスワン】

(1). イベント利用者、会議室利用者、見学者など、全てのスタジアム利用者に、常に「きれいで快適な空間」を提供します。

(2). 建築物における衛生的環境の確保に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた業務を的確に行い、お客様及びスタジアム関係者に適正かつ快適な衛生環境を提供します。

《建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく衛生管理》

- ・ねずみ、昆虫等防除
- ・室内空気環境測定
- ・飲料用受水槽の清掃
- ・冷却塔及び加湿装置の清掃
- ・中水槽の清掃
- ・雨水槽等の清掃
- ・汚水槽等の清掃

《廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく適正処理》

- ・一般廃棄物（可燃物） 焼却処理
- ・一般廃棄物（不燃物） 埋立処理
- ・資源物（古紙等） 再資源化事業者へ搬入
- ・産業廃棄物（蛍光灯等） 分別破碎によるリサイクル

・巡視・点検業務

【園地】

- (1). 毎日午前・午後の2回及び休日職員・管理員合同での声掛けをしながらの日常パトロールの他、月1回の重点パトロールにより、安全の確保及び利用者のマナー向上を図ります。
- (2). 異常気象時や地震発生時、大規模イベント開催時等においても、臨時のパトロールを行い、安全確保に留意します。
- (3). 適宜、早朝及び夜間のパトロール、暖候期の夜間パトロールを実施し、利用状況の把握及び犯罪防止を抑制します。
- (4). 特に夏期に多い花火や放火の防止のため、新潟江南警察署及び新潟市中央消防署に巡回の依頼を行います。

【ビッグスワン】

(1). 設備運転監視業務

- ①各設備の運転監視は専門知識が必要であり、また、365日24時間の連続監視を行うため、専門業者に委託して実施します。
- ②設備の巡視点検は、年間を通した作業計画書を作成して効率的に実施します。巡視点検で発見した異常事項は、応急措置や小修繕を施し、故障の拡大を最小限にするよう日頃から心がけます。

(運転監視、法令等により点検を必要とする設備)

- | | |
|-------------|------------|
| ・特高受変電設備 | ・昇降機設備 |
| ・高圧、低圧配電盤設備 | ・自動ドア設備 |
| ・防災設備 | ・電動シャッター設備 |
| ・空調設備 | ・避雷設備 |
| ・衛生設備 | |

4 管理業務

・事業評価業務

【園地、ビッグスワン】

指定管理者として、効果的・効率的な施設管理や、より質の高いサービスの提供、地域住民との連携や経営改善等を行うために、自己の活動を評価し改善に繋げます。

事業評価は平成25年2月までの活動について、内部評価を行うと共に、外部評価として利用者にアンケートを実施し、施設の管理状況や接遇状況を数値で採点いただき評価（案）とします。

事業評価（案）は、2月に利用団体、地域住民、地元自治会等の代表を構成員とした事業評議会議で案を説明し承認を目指します。この会議で承認いただいた評価は、当グループのスポーツ公園指定管理者運営協議会で検証を行い、協議会委員より助言、指導をいただきます。

なお、昨年度の利用者からの要望で、ビッグスワンの会議室利用受付け日を早めて欲しい旨の要望がありましたので、専用利用者等への影響を考察し、検討することとしています。

・関係機関との連絡調整業務

【園地、ビッグスワン】

(1). 主催者との連絡調整

①平成24年開催予定の『全国高等学校総合体育大会陸上競技大会（インターハイ）』を成功裏に導くために、「新潟陸上競技協会」「高体連」「県体協」等と連携します。

②『サッカー日本代表戦』の成功に向け、新潟県サッカー協会等と連絡調整します。

③各種陸上教室、ジョギング教室やゲートボール大会、ニュースポーツ大会などのイベント、大会開催に向け新潟アルビレックス RC、新潟県ゲートボール連盟、新潟県レクリエーション協会」と連絡調整します。

(2). 定例的会議の開催

①「スポーツ公園管理協議会」

指定管理者、外部発注業者、南地区指定管理者が一堂に会し、スケジュールや連絡事項の確認を12月から2月を除く月1回開催します。

②「指定管理者運営協議会」

外部識者、当グループが管理運営状況や懸案事項等を協議する場を年1回以上設けます。

③「東北電力スタジアム利用調整会議」

翌年度のビッグスワン及びスワンフィールドの利用日程を決定するため、各競技団体等に、当年度1月を目途に参集いただき調整します。なお、この会議にはハードオフエコスタジアム新潟の利用も密接に関連するため、合同で会を開催します。

④「東北電力スタジアム運営支援懇談会」

年1回、3月頃に行政、競技団体、マスメディア等スタジアム運営の関係者に参集いただき、効率的な運営について意見交換を行います。なお、ハードオフエコスタジアム新潟も密接に関連するため合同で会を開催します。

⑤その他

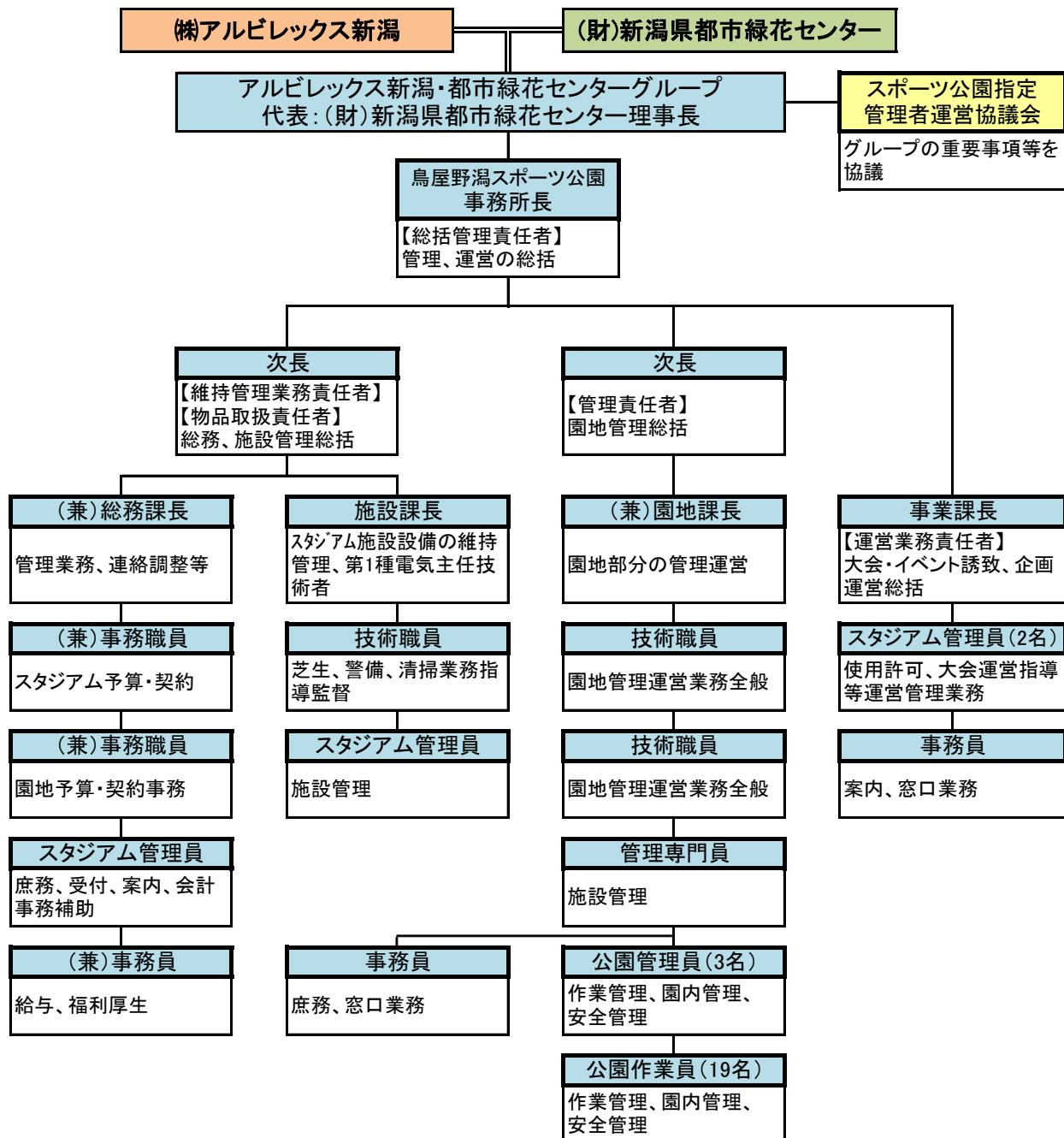
大会主催者から指定管理者では解決できない問題が提起された場合は、必要に応じて県、主催者、指定管理者が参集し問題解決を目指します。

5 管理体制

・職員体制

【スポーツ公園北地区の組織】

アルビレックス新潟・都市緑花センターグループ



添付資料 1 8)

・管理事務所等の管理

開所時間：午前 9 時 00 分から午後 5 時まで（夜間の利用がある場合は午後 8 時まで受付）

業務：案内、利用受付、維持管理、企画運営など

6 自主事業

・物販事業

施設の有効活用やにぎわいの創出の観点及び利用者の利便性の向上のために、物販事業を行います。

・その他の事業

スポーツ公園の利用促進等を目的とした多くの県民が集うことができるイベントを開催します。そのことで、地域の活性化や公園の魅力発信となると考えます。

7 物品の使用等

・物品の使用・管理

使用する県の所有物品について、善良な管理者の注意をもって管理にあたるよう、次に掲げる事務を行います。

- (1) 数量、使用場所、使用状況等の把握
- (2) 適正に管理するための物品取扱責任者の設置
- (3) 物品の故障又は破損時の修理又は修繕、処分の際の県への協議
- (4) 本来の用途に供することができないと認められるものが生じたとき、亡失又は損傷があった時の県への報告

8 その他

・記録等の作成及び保管

仕様書に基づき公園管理業務の実施に伴って作成・整備した図面、記録類について、汚損、紛失等のないように適切な方法で保存・保管し、県又は県が指定する者（次期指定管理者など）に引き継ぎます。

・県内産業振興や雇用への配慮

(1). 県内産業振興

① サッカーをはじめとするさまざまな大会やイベントを誘致・開催し、県内外からの利用者の増加を図り、観光産業の活性化に寄与します。また、こうしたイベント時において、県内各地の特産物や農産物を紹介します。

② 業務委託の際は、県内業者を積極的に選択します。やむをえず県外業者を選択する場合には、「再委託の際の県内企業への優先発注」「県内資材の優先採用」を要請します。

③ 物品等の購入にあたっては、県内で生産された原材料を優先的に使用します。また、作業機械等の購入にあたっては、県内製造品を優先し、県内で調達できないものについては、県内に本社を置く代理店等から購入します。

(2). 雇用への配慮

① 人材の確保は、原則として地元から雇用し、園地管理の作業員等は中高齢者等の活用を積極的に進めます。

・環境への配慮

(1). 環境マネジメントシステムを構築しており、それに基づき環境活動に取り組みます。この取り組みを効果的に進めるため、職員への適切な環境教育やグループ構成員のホームページにおいて、環境に配慮した活動の情報提供を行います。

(2) . 環境に負荷の少ない循環型の公園管理

- ① 職員が省エネを心がけるだけでなく、利用者に省エネやゴミの発生抑制などの協力を呼びかけ、利用者への環境活動の普及啓発を行います。
- ② 公園維持管理において発生した剪定枝や落葉は、チップや堆肥として活用します。
その他の一般廃棄物処分においては、処分過程でリサイクルを積極的に行っている事業者を優先的に選定します。
- ③ 物品の購入にあたっては適切な在庫管理に基づき、購入を行います。購入は、これまで収集した環境ラベル情報等を活用し、環境負荷の低減に努める事業者からの優先購入に努めます。

(3). 自然環境の保全のための取り組み

- ① 公園を利用した自然観察会や教室を開催し、都市緑化の普及啓発を行います。
また、自然生態園やビジターハウスを活用し、鳥屋野潟の自然を紹介するなど環境保全のための取り組みを行います。

スポーツ公園利用料金表

専用使用の場合(新潟スタジアム)

		区分	単位	金額	
グラウンドス タンド	営 利 を 目 的 と し な い 場 合	グラウンドのみを使用する場合	生徒等	午前	11,100円
				午後又は夜間	14,800円
				超過1時間	3,700円
		グラウンド及び1階メインスタン ドを使用する場合	その他	午前	22,200円
				午後又は夜間	29,600円
				超過1時間	7,400円
		グラウンド、1階メインスタン ド及び1階バッ クスタンドを使用する場合	生徒等	午前	13,950円
				午後又は夜間	18,600円
				超過1時間	4,650円
		学校等(※1)が使用する場合	生徒等	午前	9,600円
				午後又は夜間	12,800円
				超過1時間	3,200円
		グラウンド及び1階スタンドの全 部を使用する場合	その他	午前	27,900円
				午後又は夜間	37,200円
				超過1時間	9,300円
		グラウンド、1階スタンド及び2階 メインスタンドを使用する場合	生徒等	午前	16,800円
				午後又は夜間	22,400円
				超過1時間	5,600円
		グラウンド及びスタンドの全部 を使用する場合	学校等(※1)が使用する場合	午前	11,700円
				午後又は夜間	15,600円
				超過1時間	3,900円
		グラウンド及びスタンドの全部 を使用する場合	その他	午前	33,600円
				午後又は夜間	44,800円
				超過1時間	11,200円
		2層目ランニン グコース(グ ラウンドスタ ンドを使用す る場合を除 く)	生徒等	午前	19,650円
				午後又は夜間	26,200円
				超過1時間	6,550円
		室内練習走路 (グラウンド スタンドを使 用する場合を 除く)	その他	午前	39,300円
				午後又は夜間	52,400円
				超過1時間	13,100円
		営利を目的とする場合		午前	24,150円
				午後又は夜間	32,200円
				超過1時間	8,050円
		営利を目的とする場合		午前	48,300円
				午後又は夜間	64,400円
				超過1時間	16,100円
		営利を目的とする場合		午前	31,800円
				午後又は夜間	42,400円
				超過1時間	10,600円
		営利を目的とする場合		午前	63,600円
				午後又は夜間	84,800円
				超過1時間	21,200円
		営利を目的とする場合		営利を目的としない場合の使用料の額の2倍に相当する額	

入場料を徴収する場合は、左に掲げる額に入場料の収入総額に百分の五を乗じて得た額を加算した額

区分	単位	金額
大会運営室1	1室につき1時間	500円
大会運営室2	1室につき1時間	500円
大会運営室3	1室につき1時間	200円
大会運営室4A	1室につき1時間	400円
大会運営室4B	1室につき1時間	400円
更衣室	1室につき1時間	800円
マッサージ室	1室につき1時間	100円
控室1	1室につき1時間	200円
控室2	1室につき1時間	200円
控室3	1室につき1時間	300円
控室4	1室につき1時間	300円
控室5	1室につき1時間	200円
控室8	1室につき1時間	400円
会議室2	1室につき1時間	100円
会議室3	1室につき1時間	100円
会議室4	1室につき1時間	100円
会議室5	1室につき1時間	400円
会議室6	1室につき1時間	200円
会議室7	1室につき1時間	200円
会議室8	1室につき1時間	400円
放送室	1室につき1時間	200円
売店(22m ² 未満)		100円
売店(22m ² 以上36m ² 未満)		200円
売店(36m ² 以上50m ² 未満)		300円
売店(50m ² 以上64m ² 未満)		400円
売店(64m ² 以上)		500円
観覧室	1室につき1日	7,100円
特別室及び特別観覧席	午前	30,000円
	午後又は夜間	40,000円
	超過1時間	10,000円
営利を目的とする場合		営利を目的としない場合の使用料の額の2倍に相当する額

※1 学校等とは、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、保育園及び盲学校、聾学校、養護学校をいう。

専用使用の場合(サブグラウンド)

区分		単位	現行金額
営利を目的としない場合	生徒等	午前	3,150円
		午後	4,200円
		超過1時間	1,050円
	その他	午前	6,300円
		午後	8,400円
		超過1時間	2,100円
営利を目的とする場合		/	営利を目的としない場合の使用料の額の2倍に相当する額

専用使用以外の場合(新潟スタジアム、サブグラウンド)

区分		単位	現行金額
新潟スタジアム	大会運営室 1	午前	4,500円
		午後	6,000円
		夜間	6,000円
		超過1時間	1,500円・
	大会運営室 2	午前	4,500円
		午後	6,000円
		夜間	6,000円
		超過1時間	1,500円・
	大会運営室 3	午前	1,800円
		午後	2,400円
		夜間	2,400円
		超過1時間	600円
サブグラウンド	大会運営室 4 A	午前	3,600円
		午後	4,800円
		夜間	4,800円
		超過1時間	1,200円
	大会運営室 4 B	午前	3,600円
		午後	4,800円
		夜間	4,800円
		超過1時間	1,200円
	控室 2	午前	1,800円
		午後	2,400円
		夜間	2,400円
		超過1時間	600円
サブグラウンド	会議室 2	午前	900円
		午後	1,200円
		夜間	1,200円
		超過1時間	300円
	会議室 3	午前	900円
		午後	1,200円
		夜間	1,200円
		超過1時間	300円
	会議室 4	午前	900円
		午後	1,200円
		夜間	1,200円
		超過1時間	300円
サブグラウンド	会議室 5	午前	3,600円
		午後	4,800円
		夜間	4,800円
		超過1時間	1,200円
	会議室 6	午前	1,800円
		午後	2,400円
		夜間	2,400円
		超過1時間	600円
	会議室 7	午前	1,800円
		午後	2,400円
		夜間	2,400円
		超過1時間	600円
サブグラウンド	会議室 8	午前	3,600円
		午後	4,800円
		夜間	4,800円
		超過1時間	1,200円
	生徒等	1人につき1回	100円
			200円
	回数券による使用	11回分の利用	1,000円
			2,000円
	その他	1人につき1回	100円
			200円
サブグラウンド	回数券による使用	生徒等	1,000円
			2,000円
	その他	その他	100円
			200円

専用使用の場合（園地）

多目的運動広場（北側）	全面使用	青少年（※2）	1時間	400円
		その他		800円
	半面使用	青少年		200円
		その他		400円
多目的運動広場（南側）	全面使用	青少年	1時間	400円
		その他		800円
	半面使用	青少年		200円
		その他		400円
レストハウス休憩ホール			午前	2,800円
			午後	4,500円
			全日	7,300円
学習展示室			午前	1,400円
			午後	2,200円
			全日	3,600円

※2 青少年とは、高等学校又は中等教育学校の生徒及び18歳未満の者（高等学校又は中等学校又は中等教育学校の生徒を除く。）をいうものとする。

附属設備名			使用料		
			単位又は区分	金額	
多目的運動広場(南側)	夜間照明	野球場1	1時間	1,100円	
		野球場2		1,140円	
		サッカー場1		700円	
		サッカー場2		700円	
		サッカー場3		1,020円	
	シャワー		1回	100円	
新潟スタジアム	大型映像装置	基本使用	1時間	営利を目的としない場合 6,900円	
				営利を目的とする場合 13,800円	
		広告加算	1分	営利を目的としない場合 6,900円	
				営利を目的とする場合 13,800円	
	電光掲示板	4時間			
		営利を目的としない場合 6,300円			
		営利を目的とする場合 12,600円			
		営利を目的としない場合 2,200円			
	放送設備				
		営利を目的とする場合 4,400円			
		照明設備	1時間	営利を目的としない場合 17,000円	
				営利を目的とする場合 34,000円	
				営利を目的としない場合 11,300円	
				営利を目的とする場合 22,600円	
				営利を目的としない場合 8,500円	
				営利を目的とする場合 17,000円	
				営利を目的としない場合 5,700円	
				営利を目的とする場合 11,400円	
				営利を目的としない場合 3,400円	
				営利を目的とする場合 6,800円	
				営利を目的としない場合 2,800円	
				営利を目的とする場合 5,600円	
	遮音カーテン		1式につき1回	189,000円	
	サッカー用具		1式につき1日	3,800円	
	ラグビー用具			3,600円	
	陸上競技用具(写真判定装置を除く。)			20,000円	
	写真判定装置			15,300円	
	砲丸			100円	
	円盤			100円	
	ハンマー			100円	
	やり			100円	

附属設備名	使用料	
	単位又は区分	金額
ポール		100円
スタートイングブロック		100円
ハードル		100円
3,000m障害物競技用具		500円
走高跳競技用具		400円
棒高跳競技用具		900円
チケット売場	1箇所につき1日	900円
テレビ	1台につき半日	1,000円
ビデオデッキ		1,000円
PC対応プロジェクター		1,500円
プロジェクター		1,000円
スクリーン		500円
可動式拡声器		1,000円
コアマット		130円
サブグラウンド	放送設備	1日
	サッカー用具	1式につき1日
	ラグビー用具	
	陸上競技用具(写真判定装置を除く。)	8,800円
	砲丸	100円
	円盤	100円
	ハンマー	100円
	やり	100円
	ポール	100円
	スタートイングブロック	100円
	ハードル	100円
	3,000m障害物競技用具	500円
	走高跳競技用具	400円
	棒高跳競技用具	900円

添付資料 2

地域機関委任事務（土木建築関係行政事務）処理要領

5 新潟県都市公園条例第10条第2項の規定による使用料の減免基準

(1) 公園施設の設置又は管理関係

ア 国、県、市町村その他公共団体が直接公園施設を設置又は管理する場合 全額免除
イ 公園施設で営利目的がなく、かつ公衆の利便に著しく寄与するもの。 全額免除

(2) 占用関係

ア 国、県、市町村その他公共団体が事業のために直接占用する場合 全額免除
イ 県の事業の請負者がその事業（公園事業に限る。）のために占用する物件 全額免除
ウ 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設で営利目的がなく、かつ公衆の利便に著しく寄与するもの。 全額免除
エ テレビ放送の難視聴地域における受信施設のために占用する場合 全額免除
オ 日本郵政公社が日本郵政公社法（平成14年法律第97号）第19条第1項に規定する業務の用に供するために占用する場合 全額免除

(3) 行為許可関係

ア 新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム及び野球場を除く公園施設
(ア) 国、県、市町村その他公共団体が主催又は共催する事業のために使用する場合 全額免除
(イ) 県が後援又は賛助する事業のために使用する場合（営利を目的としないものに限る。） 全額免除
(ウ) 公園の健全な利用を目的とする事業のために使用する場合（営利を目的としないものに限る。） 全額免除
イ 新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム
(ア) 県が主催する事業のために使用する場合 全額免除
(イ) 県が共催する事業のために使用する場合 規定額の $\frac{1}{2}$ の額を免除
(ウ) 新潟県小学校体育連盟、新潟県中学校体育連盟及び新潟県高等学校体育連盟が競技大会のために使用する場合 規定額の $\frac{1}{2}$ の額を免除
(エ) 地方公共団体が主催する事業のために使用する場合（県が共催する事業のために使用する場合を除く。） 規定額の $\frac{3}{10}$ の額を免除

(オ) 新潟陸上競技協会、新潟県サッカー協会及び新潟県ラグビーフットボール協会が競技大会のために使用する場合（県が共催する事業のために使用する場合を除く。）

3

規定額の $\frac{1}{10}$ の額を免除
10
10

(4) 有料公園施設関係

ア 新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場（北側）（専用使用の場合に限る。）及び多目的運動広場（南側）（専用使用の場合に限る。）

(ア) 県が主催する事業のために使用する場合 全額免除

(イ) 県が共催する事業のために使用する場合（営利を目的としないものに限る。）

規定額の $\frac{1}{2}$ の額を免除

(ウ) 県内の市町村が主催する事業のために使用する場合（県が共催する事業のために使用する場合を除く。） 規定額の $\frac{3}{10}$ の額を免除

イ 新潟県立鳥屋野潟公園レストハウス休憩ホール（専用使用の場合に限る。）

(ア) 県が主催する事業のために使用する場合 全額免除

(イ) 県が共催する事業のために使用する場合（営利を目的としないものに限る。）

規定額の $\frac{1}{2}$ の額を免除

(ウ) 県内の市町村が主催する事業のために使用する場合（県が共催する事業のために使用する場合を除く。） 規定額の $\frac{3}{10}$ の額を免除

(エ) 緑花の育成、保全及び指導等の活動を主たる目的とする法人又は団体が当該活動を行うために使用する場合 規定額の $\frac{3}{10}$ の額を免除

ウ 新潟県立鳥屋野潟公園展示学習室（専用使用の場合に限る。）

(ア) 県が主催する事業のために使用する場合 全額免除

(イ) 県が共催する事業のために使用する場合（営利を目的としないものに限る。）

規定額の $\frac{1}{2}$ の額を免除

(ウ) 県内の市町村が主催する事業のために使用する場合（県が共催する事業のために使用する場合を除く。） 規定額の $\frac{3}{10}$ の額を免除

(エ) 小学校の児童並びに中学校、高等学校及び中等教育学校の生徒が教育課程に基づく教育活動として使用する場合 全額免除

エ 新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム及びサブグラウンド（専用使用の場合を除

く。)

- (ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けた者が使用する場合 全額免除
- (イ) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳（以下「療育手帳」という。）の交付を受けた者が使用する場合 全額免除
- (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けた者が使用する場合 全額免除
- (エ) 車いす等の補装具を使用している障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者（以下「補装具を使用している障害者」という。）が使用する場合のその者1人につき1人の介助者 全額免除
- (オ) 身体障害者手帳に第一種身体障害者（身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について（昭和57年1月6日付け社更第4号厚生省社会局長・児童家庭局長通知）に規定する第一種身体障害者をいう。以下同じ。）として記載されている者が使用する場合のその者1人につき1人の介助者 全額免除
- (カ) 療育手帳に第一種知的障害者（知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について（平成3年9月24日付け児発第811号厚生省児童家庭局長通知）に規定する第一種知的障害者をいう。以下同じ。）として記載されている者が使用する場合のその者1人につき1人の介助者 全額免除
- (キ) 精神障害者保健福祉手帳に障害等級1級（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級1級をいう。以下同じ。）として記載されている者が使用する場合のその者1人につき1人の介助者 全額免除
- (ク) (ア)から(ウ)までに規定する者又は補装具を使用している障害者が団体（それらの者が20人以上であるものに限る。）として使用する場合の当該団体に随行する2人以内の医療担当者（医師、看護師等をいう。以下同じ。） 全額免除
- オ 新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム及びサブグラウンド（専用使用の場合に限る。）
- (ア) 県が主催する事業のために使用する場合 全額免除
- (イ) 県が共催する事業のために使用する場合 規定額の $\frac{1}{2}$ の額を免除
- (ウ) 新潟県小学校体育連盟、新潟県中学校体育連盟及び新潟県高等学校体育連盟が競技大会のために使用する場合 規定額の $\frac{1}{2}$ の額を免除
- (エ) 地方公共団体が主催する事業のために使用する場合（県が共催する事業のために

使用する場合を除く。) 規定額の $\frac{3}{10}$ の額を免除

(オ) 新潟陸上競技協会、新潟県サッカー協会及び新潟県ラグビーフットボール協会が
競技大会のために使用する場合 (県が共催する事業のために使用する場合を除

く。) 規定額の $\frac{3}{10}$ の額を免除

平成24年度 新潟県スポーツ公園(スタジアム) 資金計画書

<利用料金収入>

(単位:千円)

項目	年間予算	備考
有料公園施設使用料	78,195	
行為許可使用料	41,788	
利用料金収入計	119,983	

<指定管理委託費>

(単位:千円)

項目	年間予算	備考
県からの指定管理委託料	196,327	

<管理運営経費>

(単位:千円)

項目	年間予算	備考
維持管理費	302,888	
人件費	57,353	
事業費	220,695	
光熱水費	40,600	
清掃	31,265	
警備	9,200	
芝生維持管理	40,272	
設備運転監視	35,583	
施設・設備保守点検	55,975	
その他	7,800	
事務費	15,840	
修繕費	9,000	
一般管理費等経費	13,422	
管理運営経費計	316,310	

※ 項目欄は必要に応じ適宜追加・削除すること。

※ 指定管理委託料の予算欄には、原則として指定管理者指定申請時の当該年度の提案額とすること。

平成24年度 鳥屋野潟公園(新潟県スポーツ公園北地区) 資金計画書(園地)

<利用料金収入>

(単位:千円)

項目	年間予算	備考
有料公園施設使用料	950	
行為許可使用料	6,378	
利用料金収入計	7,328	

<指定管理委託費>

(単位:千円)

項目	年間予算	備考
県からの指定管理委託料	170,573	

<管理運営経費>

(単位:千円)

項目	年間予算	備考
維持管理費	164,062	
人件費	49,191	
事業費	97,816	
光熱水費	18,924	
植物管理	40,882	
施設管理	13,464	
清掃	15,816	
巡視・点検	3,930	
利用管理	4,800	
事務費	10,000	
修繕費	7,055	
一般管理費等経費	13,839	
管理運営経費計	177,901	

※ 項目欄は必要に応じ適宜追加・削除すること。

※ 指定管理委託料の予算欄には、原則として指定管理者指定申請時の当該年度の提案額とすること。